

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組 及び進め方について

- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組及び進め方について
P 8

平成 28 年 1 月 18 日

国水河計第 77 号

関東地方整備局長 殿

水管理・国土保全局長

(公 印 省 略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

については、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>



<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

平成 28 年 1 月 18 日
国水河計第 78 号
国水環第 96 号
国水治第 93 号
国水防第 226 号

関東地方整備局河川部長 殿

水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
防災課長
(公印省略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組については、平成 28 年 1 月 18 日付（国水河計第 77 号）において水管理・国土保全局長から通知したところであるが、取組の進め方について、別紙のとおり基本的事項を定めたので通知する。

貴職におかれては、これを参考としつつ、地域の実情に応じて具体的な取組を進められたい。また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

以下を基本として、協議会等を設置し、関係地方公共団体等と連携・協力して減災のための取組を進める。

1 協議会等の設置単位

協議会等は、直轄河川の氾濫ブロックを一つの単位として設置することを基本とし、必要に応じて、複数の氾濫ブロックをまとめて一つの単位とする等、地域の実情に応じて適切に設置する。

2 協議会等の構成員

協議会等の構成員は、協議会等を設置する氾濫ブロック等に関する河川管理者、都道府県、市町村及び水防管理団体を基本とし、必要に応じて、住民の避難先として想定される氾濫ブロック外の市町村や他の関係機関を追加する。

3 協議会等において実施する事項

（１）現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導體制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

三 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

1 現状の取組状況

二 3（1）に基づき共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

2 減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

3 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTV の整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

「水防災意識社会 再構築ビジョン」 に基づく取組について

水防災意識社会 再構築ビジョン

H27.12.11 記者発表

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> 「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

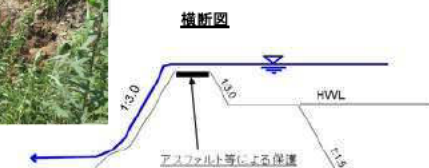
<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する
対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)

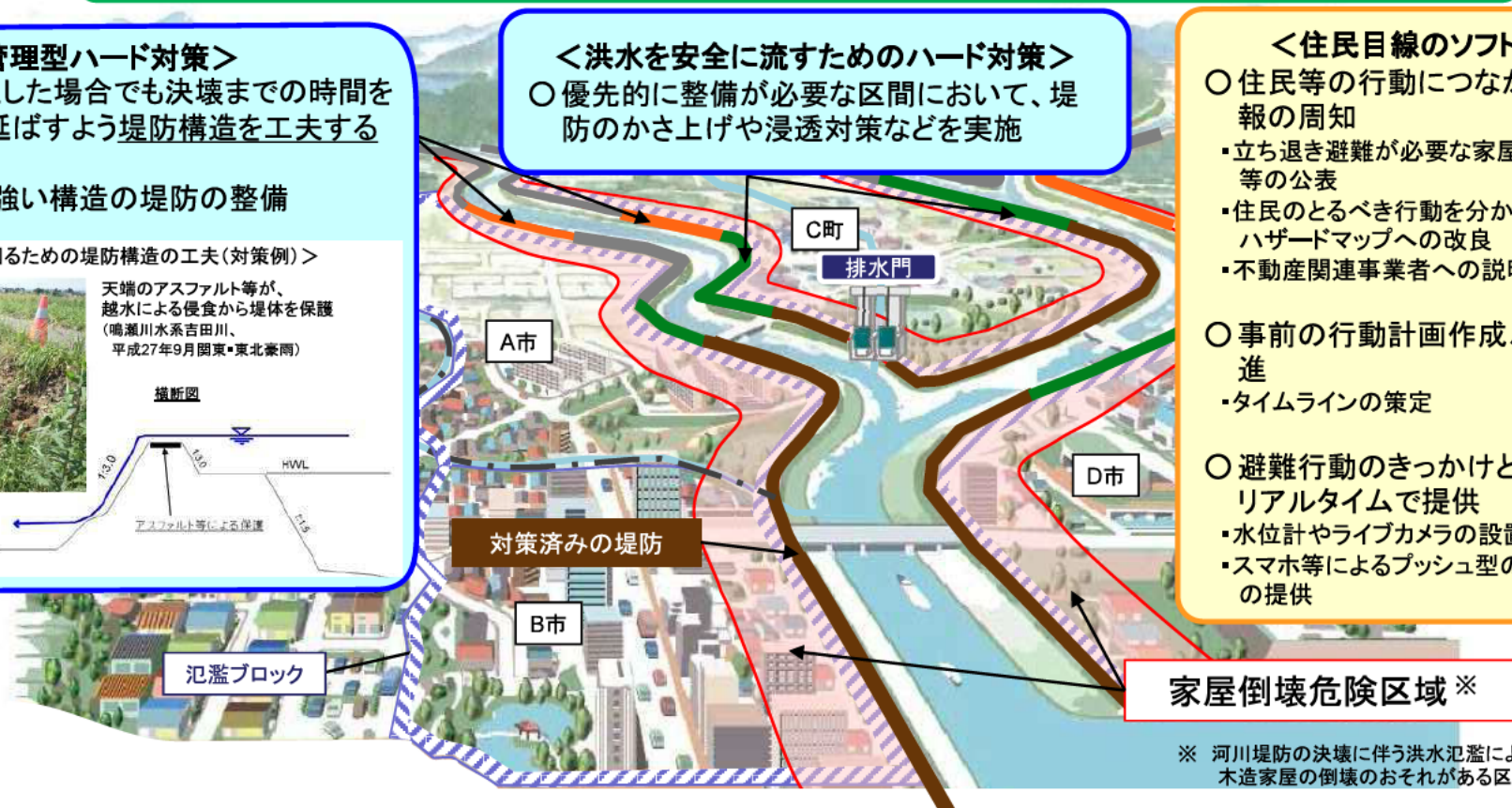


<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・ 立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・ 住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・ 不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・ タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・ 水位計やライブカメラの設置
 - ・ スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

住民目線のソフト対策

H27.12.11 記者発表

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

○立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表



○住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

○不動産関連事業者への説明会の実施
⇒水害リスクを認識した不動産 売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

○避難に着目したタイムラインの策定
○首長も参加するロールプレイング形式の訓練



⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信

自分のいる場所の近傍の情報



⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

洪水を安全に流すためのハード対策

H27.12.24 記者発表

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策に関し、**優先的に対策が必要な区間約1,200km**について、**平成32年度を目途に、今後概ね5年間で対策を実施する。**

パイピング、法すべり

↓
漏水対策(浸透含む)

L=約360km(堤防への浸透対策)

L=約330km(パイピング対策)

- ・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
- ・旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所



鳴瀬川支川吉田川(宮城県)

流下能力不足

↓
堤防整備・河道掘削

L=約760km

- ・堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所
(上下流バランスを確保しながら実施)



利根川支川鬼怒川(茨城県)

水衝・洗掘

↓
侵食・洗掘対策

L=約110km

- ・河床が深掘れしている箇所や水衝部等、河岸侵食・護岸欠損のおそれがある箇所



阿武隈川支川荒川(福島県)

優先的に対策を実施する区間L=約1,200km

※各対策の延長は重複あり

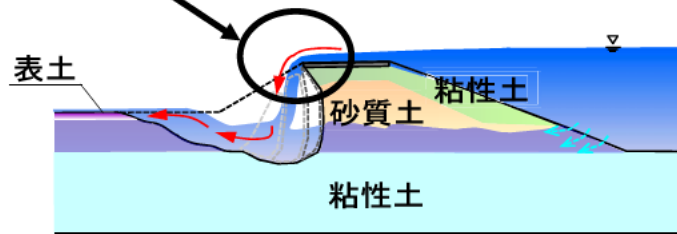
危機管理型ハード対策

H27.12.24 記者発表

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施する。

堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

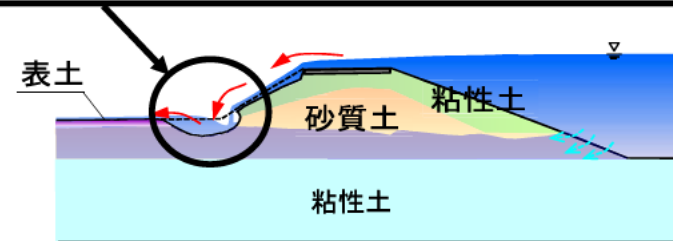


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

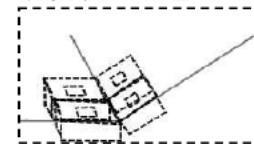


堤防裏法尻の補強

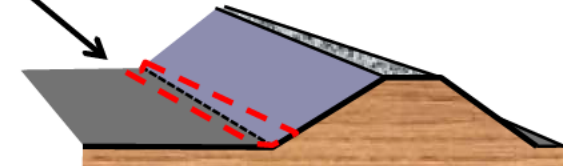
裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中



約1,310km

約630km

対策を実施する区間L=約1,800km

※各対策の延長は重複あり